

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

現代の生活様式に合致していない学校校舎のトイレを改修するとともに、多目的トイレ(みんなのトイレ)を整備することによって、トイレの衛生環境の改善、バリアフリー化を図る。
児童生徒等の熱中症等の予防対策として、設置後20年以上経過している空調設備を改修する。
そのほか、特別支援学級、屋外教育環境の整備を進める。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

小学校2校、中学校8校の屋内運動場に、高効率型照明器具を整備する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		19 校
中学校		13 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	19 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	25 箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	平成20年3月
国土強靱化地域計画※2	有	令和5年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画の初年度に庁内において目標の度合いについて計測するための指標等を検討し、計画期間経過後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]